

第三十二講 潔めらるゝ事（五） 律法の性質 第七章七節—十四節の研究（十二月四日）

七章七節に於てパウロは言ふ「然らば我等何を言ふべきか、律法は罪なるや、然らず、律法に由らざれば我れ罪の罪たるを識ることなし……」と、かく彼は此節より「我れ」なる語を用ひ始めて此章の最後にまで及んでゐる、パウロは七節より廿五節までに於て「我れ」又は「我が」なる語を用ふること實に三十八回の多きに及んでゐる、彼は茲に何等隱す所憚る所なくして自己を有りのまゝにさらけ出して居るのである、實にこれ彼の特徴として注意すべき所である。

今この箇處を學ぶに當つて順序上前講の大意を復習する必要がある、七章一節—六節には二つの重要な事が含まれてゐる、第一は律法が死せしこと、第二は我等が罪に死せしため律法に對して死せしことである、第一と第二とは是非伴はねばならぬ、第一の律法廢棄のみにては危險である、道德不用となりて自己が罪に死せざるに於ては罪をして益々跋扈せしむる事となる、故に律法が自から不用となるやうに我等自身が罪に對して死なねばならぬ、我等自身が罪に死ねば律法は自然不必要となりて存在の要なく、從つて我等が「律法について殺されしもの」となるのである、眞の生活に入れば律法は自から不用となる、故に律法不用は眞の生活の缺くべからざる要素である。

此事は今日に至つてさへキリスト教會に於て未だ充分に了得せられない、ましてユダヤ人の間に於ては、パウロは律法の敵、神の敵として詛はれてゐる、今日に於て尚この有様である、彼が初めて此事を唱道した當時に於

て教會の内外に潮の如き敵を起せしは當然の事である、もともと律法とはユダヤ民族の國祖モーセがシナイ山にてエホバ神より與へられたるものである、之はそれほど神聖なるものである、然るにパウロは敢て大膽にその廢棄を高唱した、以てその如何に革命的なりしかを知るのである、且又彼に無數の敵のありし理由を知るのである。

然かし乍ら彼の主張は單なる律法廢棄ではなかつた、律法のみに至りては却て律法を行ふ事は出來ぬ、律法を廢棄して福音に従ふに至つて却て律法の眞精神を充たし、且行ふことが出來ると彼は主張する、即ち棄つるは寧ろ拾ふ道であり、破るは却て之を充たす所以であると彼は曰ふ、律法のみならず凡ての宗教道德に對して彼は此事を云はんとするのである、棄つるは即ちそれを實現する道である、凡て福音に従ひキリストに事ふるに至て他の教を全く棄つるとき、人は他の教を事實的に行ふことを得る、福音を信ぜずして他の道德や宗教に従ひ居る時は却て之を行ふことが出來ない、後者を去つて前者に従ふ時初めて前者をも充たし得ると彼は主張するのである。

さて七節後半を見るに「律法に由らざれば我れ罪の罪たるを知ることなし、それ律法に貪る勿れと言はざれば我れ貪慾むさぼりの罪たるを識らざるなり」とある、そして以下パウロは自己の罪惡感の告白をなして居る、「貪る勿れ」とは人も知る如く十誡の第十條である、彼は此誡めに由て貪慾むさぼりの罪なることを知つたと云ふのである、茲に問題となるのは何故彼が茲に貪慾の罪のみを擧げて他の罪に言及しなかつたのかと云ふ一事である、或人は答へる、これパウロが殊に貪慾の心の強い人であつたからであらうと、併しながら是れ徒らに彼を惡しく見る偏頗心に因

はれし者である、八節以下に於て我等が彼の深刻痛烈なる罪の告白に接する時、そして彼が既往千九百年間最大の基督信者である事と思ひ合せる時、彼の誠實なる人格と偉大なる靈魂に對して深き敬意を拂はざるを得ない、或人はパウロを罪の人として蔑み、或人はパウロに斯かる苦悶を與へし基督教を力弱しとして貶するであらう、併し乍ら我等は彼の如き偉大なる人物に此深き苦悶ありしを知りて、同じ苦悶の中にも大なる慰めを感じるのである、罪に苦む事これ決して神に棄てられし事ではない、否之こそ人が神の國に收めらるゝ前程であつて、之を通過して初て眞の平安と歡喜の中に入るのである、彼れパウロの如きすら貪慾の罪に深く苦しみしと云ふ事は、種々の意味に於て強く我等を慰めるものである。

抑もモーセの十誡中その第十條は頗る注意すべきものである、「汝貪る勿れ」とは實に人の内心に關する誡めである、人が其心に於て他人の物をほしがる事これが貪る事である、それが外部に表はれて場合により種々異なつた行爲となるのであるが、唯心の中だけで慾心を抱くのが貪慾である、十誡は其第十條に至て人の内心の慾を強く戒めて、十誡全體の根元に横はる内部的性質を表示するのである、外に表はるゝ諸々の罪を戒めることは要するに内に潜む貪慾を戒める事である、貪慾は凡ての罪惡の源である、それは凡ての罪と惡の行爲は皆心中の惡念から起るからの事である、十誡第十條「汝貪る勿れ」は實に此意味に於ける戒めである。（内村鑑三講『モーセの十誡』参照）

パウロはモーセの十誡を以て常に其心を照しつゝあつたであらう、青年にして熾烈なる宗教心および道德心を抱きし彼れパウロが十誡の各條と相爭ひし有様は悲壯を極めたであらう、そして彼は多分第一條より第九條まで

は守り得たりとの確信に達したかも知れぬ、併し乍ら其時第十條「汝貪る勿れ」の一句が恐しき力を以て彼の面前に迫り來つたであらう、そして彼の心の醜きを摘出する恐るべき解剖刀の如く働いたであらう、そして第九條までは守り得との確信にありし彼の心の堅城を物の見事に打碎いたであらう、彼は此の第十條の鋭き攻撃に會ひては遂に降参する外はなかつたであらう、そして「我は罪人のうち首なり」と數多度叫び、又「この死の體より我を救はん者は誰ぞ」と幾度も幾度も哀求した事であらう。

「殺す勿れ」との誠は守り得ると云ふ、又「姦淫する勿れ」との誠めは守り得ると云ふ、然り寔にさうである、さり乍ら心の中に於て惡念の生起するは如何ともすることが出來ない、そして既に心中に惡念の生起する上は、心の中に於ては明かに殺し或は姦淫したのである、かく考ふれば、「貪る勿れ」との誠めが守り得ぬ以上は、他の凡ての誠めを守り得るともそれは外部的だけのことであつて、内部的には凡ての誠を犯した事と同様になるのである、故に此第十條を以て責めらるゝ時は誰人と雖も言逃るゝを得ない、キリストを除いた他の凡ての人は狂人ならざる限り、茲に自己の罪を認白せざるを得ないのである、オーガスチンもさうであつた、ルーテルもさうであつた、バンヤンもさうであつた、十誠第十條を以て自己を照す時誠實の士にして誰か自己の罪を悟らぬ者があらうか、さればパウロは此場合彼一人特有の貪慾罪について云ふてゐるわけではない、むしろ萬人の心に巢喰ふ貪りの罪惡ついて自己を活ける實例の一として提出したのである、即ち彼は萬人の罪人であることを言外に含ませて自己の罪人なる事を告白し、そして凡ての罪惡の根源なる貪慾の罪を擧げて凡ての罪を代表させたのである。

パウロは八節より益々明かに自己の經驗を記すのである、八節前半には「而して罪は誠の機に乗りて我中に

様々の貪慾むさばりを起せり」とある、貪る勿れとの誡めは貪慾の罪なることを明かに示すけれども、併しパウロの心は禁ぜられて却て刺戟を受くるが如く、却て益々貪慾の罪を行ふに至つた、もとより誡が罪の起因ではない、心の底に潜んでゐる様々の貪慾が此誡に會ひて明かに臺頭し始めたのである、故に誡がないとすれば罪はあつても眠つてゐるのである、之をパウロは八節後半に於て説いて曰ふ「律法なければ罪は死ぬるものなり」と、罪は死ぬるとは全然罪を犯さないと云ふのではない、罪が眠つて居ると云ふのであり、又罪を犯してもそれが罪として意識せられないと云ふのである、實に律法なき時は罪は死ぬるものである。

パウロは進んで九節に於て「われ昔律法なくして生きたれど、誡いましめ來りて罪は活きかへり我は死ぬり」と云ふて其年少わかき時を回顧した、彼が年少にして未だ律法を知らなかつた時は何ら罪の意識の彼を苦しむるなくして、潑刺はつちたる生氣が彼の小さき心の内に充ちて居た、しかし長じて律法を學び誡を知るに至て罪は明かに心の意識に上つて來た、そして此罪の自覺は烈しき苦悶を以て彼を撃ち彼を殺した、彼は生くれども死せるが如き人となりて唯茫々ぼうぼう乎として日を送るのみであつた、「かくて人を生かさんための誡は却て是れわれを死なしむる者となれり、如何にとなれば、罪は誡をりめの機に乗りて我を惑はし、其誡をもて我を殺せり」とパウロは更に十、十一節に於て言ふた、これ反復であり又結論である、その意味は上來記す所に依て自から明瞭であると思ふ。

「律法」と云ひ「誡」と云ふ、律法○は此場合狹義に用ひられて十誡だけを指したものであらう、誡○は十誡の各條を指したものであるが、此処では單數を以て記されてゐるから、前後の關係上その第十條のみを指したものと思はれる。

以上に於てパウロは律法の性質及び律法と罪との關係を自己の實驗として記したのである、誠が眠れる罪を誘起するものである事は明確なる心理上の事實である、誠即ち道德の命令があればそれに反抗してみ度くなるのが人の心である、權威あり命令あれば反抗心は自然誘起するものである、今日の世界を見よ反抗的過激主義は到處に瀰漫してゐるではないか、凡て權威といふものを否認せんと欲し、今ある所の權威には飽くまで反抗せんとするものが現代の風潮である、これ律法が罪を制へずして却て眠れる罪を誘起することの好き證明である、たとひ善き命令なりとも、貴き道德的戒律なりとも權威を以て強ひらるゝ時は之に反逆し度くなるのが人間固有の惡しき癖である、茲に人間の罪の深さが見える、これが人類墮落の證據の一である。

律法のある所必ず罪は多く行はるゝのである、道德的教養の盛なる社會は然らざる社會より却て罪が多く行はれる、文明人は却て野蠻人以上の罪惡敢行者なることは事實である、之を我國に於て見るも現代ほど國民道德——忠君愛國の道——の教へられた時はない、然るに忠君愛國を強く強く教へられし後の日本人間に於ける其心の減退を見よ、これ誰人にも明白な事ではないか、愛國の教を以て育てられし現代の中年青年者の間に果してどれ程の愛國心があるか、今や愛國心の衰退の著しきは誰人も知る所の明白なる事實である、國を愛せよと道德を以て命ぜられて人は却て此命令に背くのである、茲に人の罪の底知れぬ深さが見える、故に律法は人の罪を顯明にするものである、心の底に潜んでゐる罪を心の表面まで浮き上げるものである、即ち「誠によりて罪の甚しき事は現はるゝ」(十四節)のである、律法によりて罪の意識が生るゝのである、これ律法の働きである、律法は之だけの働きをする、併し之以上のことを働き得ないのである。

然らば律法とは惡しきものなるか、否「それ律法は聖し、誠も潔く正しく且善なり」(十二節)である、律法は人を救はない、然かし人を救ふ準備をする、何となれば人は救はれたためには自己の罪を痛切に認めねばならず、そして之を認めしむるが律法であるからである、人は律法によりて罪に定められる、そしてキリストによりて此罪より救はれる、救者は勿論主イエスキリストである、彼のほかに人を救ふものはない、さり乍ら彼の來る前に先づバプテスマのヨハネが來らねばならぬ、専ら道德的命令を以て人々の眠れる心を打ち醒ます彼ヨハネが來らねばならぬ、ヨハネは道德を以て人々を責め人々をして己の罪を認白せしめる、然る後キリストは其救の御業をなすのである、重ねて云ふ律法は人を救はない、しかし人を救ふ準備をする、そは律法は人をして罪を意識せしむるものであるからであると、之が律法―誠―道德と云ふ者の本性である。

七章七節においてパウロは言う。「それでは、どのように言うべきでしょうか。律法は罪なのでしょうか。決してそんなことはありません。むしろ、律法によらなければ、私は罪を知ることにはなかったでしょう……」と。このように彼はこの節から「私」という言葉を使い始めて、この章の最後にまで及んでいる。パウロは七節から二十五節までに「私」または「私の」という言葉を三十八回も使っている。彼はここで何も隠すことなく、自身をありのままに表に出している。まさにこれが彼の特徴として注意すべき点である。

今この箇所を学ぶにあたり、順序として前の講の大意を復習する必要がある。七章一節から六節には二つの大切なことが含まれている。第一は律法が死んだこと、第二は私たちが罪に対して死んだために律法に対して死んだことである。第一と第二とは必ず伴わなければならない。第一の律法をやめることだけでは危険である。道徳が不要となり、自身が罪に対して死んでいない状態では、罪をますます勢いづかせることになる。したがって、律法が自然と不要になるように私たち自身が罪に対して死ななければならぬ。私たちが罪に対して死ねば、律法は自然と不必要になって存在する理由がなくなり、その結果私たちが「律法に対して死んだ者」となる。真の生活に入れば律法は自然と不要になる。だから律法が不要になることは、真の生活に欠かせない要素である。

このことは今日に至っても教会においてまだ十分に理解されていない。ましてユダヤ人の間では、パウロは律法の敵、神の敵として呪われている。今日においてもなおこの様子である。彼が初めてこのことを唱えたときに、



教会の内外で大きな反対を起こしたことは当然のことである。もともと律法とはユダヤ民族の先祖モーセがシナイ山で神から授けられたものである。これはそれほど聖なるものである。それなのにパウロは思い切ってその破棄を唱えた。これにより、それがどれほど大きな変化であったかが分かる。また彼に多くの敵がいた理由も分かる。

しかしながら、彼の主張は単に律法をやめることではなかった。律法だけに仕えていては、かえって律法を行うことができない。律法をやめて福音に従うに至って初めて、かえって律法の本当の精神を満たし、行うことができる。彼は主張する。つまり捨てることはむしろ生かす道であり、破ることはかえってそれを満たす方法であると彼は言う。律法だけでなくすべての宗教や道徳に対して、彼はこのことを言おうとしている。捨てることはそれを実現する道である。すべて福音に従いキリストに仕えるに至って他の教えを全く捨てるとき、人は他の教えを事実上行うことができる。福音を信じないで他の道徳や宗教に従っているときは、かえってそれを行うことができない。後者を離れて前者に従うとき、初めて前者をも満たすことができると彼は主張するのである。

さて七節の後半を見ると、「実際、律法が隣人のものを『欲してはならない』と言わなければ、私は欲望を知らなかったでしょう」とある。そして以下でパウロは自身の罪の自覚を打ち明けている。「貪ってはならない」とはよく知られているように十戒の第十条である。彼はこの戒めによって貪欲が罪であることを知ったと言うのである。ここで問題となるのは、なぜ彼がここで貪欲の罪だけを取り上げて、他の罪に触れなかったのかという一つの点である。ある人は答える。これはパウロが特に貪欲の心が強い人であったからだろうと。しかしながら、こ

れは無意味に彼を悪く見る偏った心にとらわれた者の考えである。八節以下において、私たちが彼の深い罪の打ち明けに触れるとき、そして彼が過去千九百年間のなかで最も大きなキリスト者であることを思い合わせるとき、彼の誠実な人柄と偉大な魂に対して深い敬意を払わざるを得ない。ある人はパウロを罪の人として見下し、ある人はパウロにこのような苦しみを与えたキリストの教えを力がないとして悪く言うかもしれない。しかしながら、私たちは彼のような偉大な人物にこの深い苦しみがあったことを知って、同じ苦しみのなかにも大きな慰めを感じるのである。罪に苦しむことは決して神に捨てられたことではない。いや、これこそ人が神の国に入せられる前の段階であって、これを通り抜けて初めて真の安心と喜びの中に入るのである。パウロのような人ですら貪欲の罪に深く苦しんだという *ἔγωγε* 出来事は、様々な意味において強く私たちを慰めるものである。

もともとモーセの十戒のうち、その第十条は大変注意すべきものである。「汝、貪る勿れ」とは実に人の内心に関する戒めである。人がその心において他人のものを欲しが、これが貪ることである。それが外部に表れて場合により様々異なる行為となるのであるが、ただ心の中だけで欲深い思いを抱くのが貪欲である。十戒はその第十条に至って人の内心の欲を強く戒めて、十戒全体の根本に横たわる内部的性質を表示するのである。外に表れる様々な罪を戒めることは、要するに内に潜む貪欲を戒めることである。貪欲はすべての悪の元である。それはすべての罪と悪の行為はみな心の中の悪い思いから起こるからである。十戒第十条「あなた貪るなかれ」は実にこの意味における戒めである。（内村鑑三講『モーセの十戒』参照）

パウロはモーセの十戒をもって常にその心を照らしていたであろう。若い頃に強い宗教心と道徳心を抱いてい

たパウロが、十戒の各条とたたかった様子は痛切を極めたであろう。そして彼はたぶん第一条から第九条までは守ることができたという確信に達したかもしれない。しかしながら、そのとき第十条「汝貪る勿れ」の一句が恐ろしい力をもって彼の目の前に迫ってきたであろう。そして彼の心の見苦しさを抜き出す恐ろしい手術用の刃のように働いたであろう。そして第九条までは守れたという確信にあった彼の心の城を見事に打ち砕いたであろう。彼はこの第十条の鋭い攻撃に遭っては、ついに降参するほかはなかったであろう。そして「私は罪人の頭です」と何度も叫び、また「私をこの死の体から救い出してくれる者は、だれでしょう」と何度も何度も助けを求めたことであろう。

「殺してはならない」という戒めは守ることができると言う。また「姦淫してはならない」という戒めは守ることができると言う。本当にその通りである。しかし心の中において悪い思いが生じるのはどうすることもできない。そしてすでに心の中に悪い思いが生じる以上は、心の中においては明らかに殺し、あるいは姦淫したのである。このように考えれば、「貪ってはいけない」という戒めが守れない以上は、他のすべての戒守を守れたとしてもそれは外部的なことだけであって、内部的にはすべての戒めを犯したことに同じになるのである。ゆえにこの第十条をもつて責められるときは、誰であっても言い逃れることができない。キリストを除いた他のすべての人は正気である限り、ここで自身の罪を認めざるを得ないのである。アウグスティヌスもそうであった。ルターもそうであった。バンヤンもそうであった。十戒第十条をもつて自身を照らすとき、誠実な人で誰が自身の罪を悟らない者がいるだろうか。したがってパウロはこの場合、彼一人特有の貪欲の罪について言っているわけでは

ない。むしろすべての人の心に潜む貪欲の罪について、自身を生きている例の一つとして提出したのである。つまり彼はすべての人が罪人であることを言葉の外に含ませて自身が罪人であることを打ち明け、そしてすべての悪の根本である貪欲の罪を挙げて、すべての罪を代表させたのである。

パウロは八節からますます明らかに自身の経験を記すのである。八節の前半には「しかし、罪はこの戒めによって機会を捉え、私の内にあらゆる貪欲を起こせました」とある。貪ってはならないという戒めは貪欲の罪であることを明らかに示しているけれども、パウロの心は禁じられてかえって刺激を受けるように、かえってますます貪欲の罪を行うに至った。もとより戒めが罪の原因ではない。心の底に潜んでいる様々な貪欲がこの戒めに合って明らかに表面化し始めたのである。だから戒めがないとすれば、罪はあっても眠っているのである。これをパウロは八節の後半において述べている。「律法がなければ、罪は死んだものです」と。罪が死ぬとは全く罪を犯さないということではない。罪が眠っているということであり、また罪を犯してもそれが罪として自覚されないということである。実に律法がないときは罪は死んだも同然である。

パウロは進んで九節において「私はかつて律法なしに生きていましたが、戒めが来たとき、罪は生き、私は死にました」と言って、その若いときを振り返った。彼が若くてまだ律法を知らなかったときは、何の罪の自覚も彼を苦しめることなく、生き生きとした元気が彼の小さな心の中に満ちていた。しかし大きくなって律法を学び、戒めを知るに至って、罪は明らかに心の意識に上ってきた。そしてこの罪の自覚は激しい苦しみをもって彼を打ち、彼を死なせた。彼は生きているけれども死んでいるかのような人となって、ただぼんやりとして日を過ごす

のみであつた。「それで、いのちに導くはずの戒めが、死に導くものであると分かりました。罪は戒めによつて機会をとらえ、私を欺き、戒めによつて私を殺したのです」とパウロはさらに十、十一節において言つた。これは繰り返してあり、また結論である。その意味はこれまで記したところによつて自然と明確になると思う。

「律法」と言い「戒め」と言う。律法はこの場合、狭い意味で用いられて十戒だけを指したものであらう。戒めは十戒の各条を指したものであるが、ここでは単数をもつて記されているから、前後の關係上、その第十条のみを指したものとされる。

以上においてパウロは律法の性質、および律法と罪との關係を自身の経験として記したのである。戒めが眠っている罪を呼び起こすものであることは、明確な心理上の事實である。戒め、つまり道德の命令があれば、それに逆らつてみたくなるのが人の心である。權威があり命令があれば、逆らう心は自然と起こされるのである。今日の世の中を見よ。反抗的な極端な考えは至るところに広まっているではないか。すべての權威というものを認めないようにし、今ある權威にはどこまでも逆らおうとするのが現代の動きである。これは律法が罪を抑えないで、かえつて眠っている罪を呼び起こすことの良い証明である。たとえ良い命令であっても、尊い道德的な決まりであっても、權威をもつて強制されるときはこれに逆らいたくなるのが人間に固有の悪い癖である。ここに人の罪の深さが見える。これが人類の立ち遅れの証拠の一つである。

律法のあるところには必ず罪が多く行われるのである。道德的な教育の盛んな社会は、そうでない社会よりかえつて罪が多く行われる。文明人はかえつて野蛮人以上の罪の実行者であることは事實である。これをわが国に

おいて見ても、現代ほど国民道德（忠君愛国）が教えられたときはない。しかし忠君愛国を強く強く教えられた後の日本人におけるその心の衰えを見よ。これは誰にも明らかなことではないか。愛国の教えをもつて育てられた現代の中年や青年の間に、果たしてどれほどの愛国心があるか。今や愛国心の衰えの著しいことは誰しも知るところの明らかな事実である。国を愛せよと道德をもつて命じられて、人はかえってこの命令に背くのである。ここに人の罪の底知れぬ深さが見える。ゆえに律法は人の罪を明らかにするものである。心の底に潜んでいる罪を心の表面まで浮かび上がらせるものである。つまり「罪は戒めによって、限りなく罪深いものとな」ったのである。律法によって罪の意識が生じるのである（十四節「※注…文脈上十三節の誤記と考えられる」）。これが律法の働きである。律法はこれだけの働きをする。しかしこれ以上のことを果たすことはできない。

それならば律法とは悪いものなのか。いや、「ですから、律法は聖なるものです。また戒めも聖なるものであり、正しく、また良いものです」（十二節）である。律法は人を救わない。しかし人を救う準備をする。なぜなら人は救われるためには自身の罪を痛切に認めねばならず、そしてこれを認めさせるのが律法であるからである。人は律法によって罪ありと判断される。そしてキリストによってこの罪から救われる。救い手はもちろん主イエス・キリストである。彼のほかに人を救うものはない。しかしながら彼の来る前に、まずバプテスマのヨハネが来なければならぬ。もつぱら道德的な命令をもつて人々のおぼろげな心を呼び覚ますヨハネが来なければならない。ヨハネは道德をもつて人々を責め、人々をして自身の罪を打ち明けさせる。その後でキリストはその救いの業を行うのである。重ねて言う。律法は人を救わない。しかし人を救う準備をする。それは律法は人をして罪を自覚

させるものであるからだ。これが律法―戒め―道徳というものの本来の性質である。